口座振替ダイレクトサービス利用にあたっての留意事項（自動車税）

1. 口座振替の依頼について

・口座振替ダイレクトサービスにより口座振替の依頼をされた場合は、県に対して納付書を金融機関に送付する旨の依頼があったものとみなします。
・自動車を複数お持ちの場合、特定の自動車についてのみを口座振替とすることはできません。また、口座振替の依頼後に特定の自動車について口座振替を停止することはできません。
・自動車税は、毎年２月末日までに口座振替ダイレクトサービスで受け付けたものに限り、その年の５月末（月末が土、日、祝日の場合はその翌日）に口座振替を行います。
・軽自動車税は市町村税のため対象外です。

２．指定預金口座の名義について

・口座振替を行う指定預金口座は、口座名義が納税義務者名と一致している必要があります。
・個人の方で口座名義に屋号が併記してある場合は、納税義務者名と指定預金口座名の名義人は同一のものとみなします。

３．領収証書の送付について

・領収証書は送付しませんので、預金通帳等で振替（納付）をご確認ください。

４．還付金が生じた場合について

・口座振替により納付された自動車税について還付金が生じた場合は、原則として当該指定預金口座に振り込みます。依頼されたタイミングによっては、指定預金口座への振り込みができない場合がありますのでご了承ください。
・納税準備預金については本人名義であっても口座への還付ができませんのでご了承ください。

５．その他

・口座振替の依頼後に住所を変更した場合などは、口座振替ができない場合がありますので、必ず県民センターにご連絡をお願いします。
・口座振替依頼後、３年連続して振替不能が生じた場合は、口座振替契約を解約することがあります。
・納税通知書等の送付先については、納税義務者の所在地（または納税義務者が申し出た送付先）となります。車を複数お持ちの方でも、別の送付先へ分割してお送りすることは出来ませんのでご了承ください。

６．問い合わせ先

・ご不明な点等ございましたら、最寄りの県民センターへお問い合わせください。
　・島根県東部県民センター：0852-32-5629
　・島根県西部県民センター：0855-29-5522